

## 北見工業大学学術機関リポジトリ運営指針

平成19年7月13日

図書館委員会制定

改正

令和1年10月16日

学術情報委員会制定

### (趣旨)

- 1 北見工業大学（以下「本学」という。）において運営する、北見工業大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に関する事項は、この指針の定めるところによる。

### (目的)

- 2 本学で生産された教育・研究成果を、リポジトリに蓄積・保存し、インターネットを通じて学内外に無償で発信・提供することにより、本学の教育・研究活動並びに学術交流の進展に寄与するとともに、社会に対する貢献を果たすことを目的とする。

### (リポジトリの管理運営)

- 3 リポジトリの管理運営は、図書館において行うものとし、図書館は主に、以下に掲げる事項を行う。
  - (1) サーバの管理
  - (2) リポジトリシステムのユーザ ID の発行
  - (3) 出版者のセルフアーカイビング（リポジトリへの登録・公開）の方針に関する情報を、著者である登録希望者に対して提供すること、または登録希望者による当該調査を支援すること。
  - (4) その他、リポジトリの管理運営に必要な事項に関すること。

### (リポジトリに教育・研究成果を登録することができる者)

- 4 リポジトリに教育・研究成果を登録することができる者（以下「登録者」という）は、以下に掲げる者とする。
  - (1) 本学に在籍している、又は在籍したことがある役員、教職員及び大学院学生。ただし、大学院学生については、指導教員の承認を得ていること。
  - (2) その他、図書館長が特に認めた者。

(登録の対象となる教育・研究成果)

5 リポジトリに登録する対象となる教育・研究成果は、以下に掲げる要件を満たすこととする。

(1) 学術・教育的価値があること。教育・研究成果の種別は、別表のとおりとする。

(2) 法令上または社会通念上、公開することにより問題が生じないものであること。特に、特許に関わる情報、あるいは、「国立大学法人北見工業大学職務発明規程」の適用を受ける情報が含まれている場合、公開することにより第三者との紛争が生じないものであること。

(3) 一本化された電子的フォーマットで作成されていること。

(教育・研究成果の利用方法)

6 図書館は、以下に掲げる方法により、リポジトリに登録された教育・研究成果を利用する。

(1) 当該教育・研究成果を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。

(2) インターネットを通じて、(1)の複製物を不特定多数に無料で公開(送信)する。

(3) リポジトリにおける保存・公開の目的を達するために必要と判断した場合は、当該教育・研究成果の複製・媒体変換を行う。

(教育・研究成果の利用制限)

7 図書館は、リポジトリに登録された教育・研究成果の利用については、以下に掲げる事項を遵守する。

(1) 6に掲げた利用方法以外による利用は行わない。

(2) インターネットを通じて教育・研究成果を利用する者に対し、著作権法を遵守するよう、以下に掲げる内容を周知する。

著作権者に無許諾で可能な利用方法は、私的複製や引用等、著作権法(30条～50条)で定める制限規定の範囲内の利用に限られる。この範囲内の利用については、著作権者に許諾を得る必要はない。

(ユーザ登録)

8 リポジトリに教育・研究成果を登録することを希望する者(以下「申請者」という。)は、教育・研究成果の提供に先立って、図書館に対しユーザ登録を行い、申請者の認証のためのユーザIDの発行を受けることとする。

(教育・研究成果の登録方法及び内容)

9 教育・研究成果の登録は、原則として電子メールに添付する方法を用いて行うものとし、登録する内容は以下に掲げる事項とする。

(1) ユーザ ID、及び登録する教育・研究成果の PDF ファイル等の電子的複製。(必須)

(2) 登録する教育・研究成果が公表済資料である場合、その出典に関する情報。(必須)

(3) 登録する教育・研究成果のキーワード等、申請者が当該教育・研究成果と併せて公開を希望する情報。(任意)

(教育・研究成果の著作権と利用許諾)

10 申請者は、図書館に対し、8のユーザ登録申請において、教育・研究成果の利用についての著作権法上の権利である複製権及び公衆送信権を非排他的に無償で許諾することとする。なお、教育・研究成果の著作権が登録者を含め複数の者に帰属している場合は、登録者は、6に掲げた利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得なければならない。ただし、著作権者が予め許諾の方針を示している場合にはこれを要しない。

(教育・研究成果の著作権の帰属)

11 リポジトリに登録された後も、著作権は図書館に移転されることなく、著作権者の元に留保される。

(登録された教育・研究成果の削除)

12 登録された教育・研究成果の削除は、以下に掲げる場合に認める。

(1) 登録者が、理由を付して内容の削除の申し出を行い、学術情報委員会が認めた場合。

(2) 公序良俗に反する場合、盗用・剽窃によることが明らかになった場合、または内容が著しく不適である等の理由により、学術情報委員会が削除を決定した場合。

(免責事項)

13 図書館は、教育・研究成果の利用者に対し、著作権法を遵守するよう周知する。その上で、リポジトリで著作物を公開することによって発生した、登録者ないし著作権者の損害については、図書館は一切責任を負わない。

(雑則)

14 この指針に定めることその他、リポジトリの運営に関して必要な事項は、学術情報委員会の議を経て、図書館長が定める。

附則

この指針は、平成19年4月1日から適用する。

附則

この指針は、平成25年9月17日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

この指針は、令和1年10月16日から適用する。

	教育・研究成果の種別	登録の対象となる原稿の定義
1	学術雑誌掲載済論文	<p>(1) 著者版原稿：author version：author final version or pre-print 学術雑誌に投稿された論文原稿で、査読を経て出版許諾（アクセプト）を得た段階の著者版最終原稿(author final version)と、その前の段階のプレプリント（pre-print）を指す。</p> <p>(2) 出版社版原稿：publisher version：publisher's version/PDF or reprint/offprint 学術雑誌に投稿された論文原稿で、雑誌掲載用にレイアウトされ、出版社のロゴの入った出版済み原稿、具体的には、EJの複製ファイル、雑誌掲載後の抜刷・別刷を指す。</p>
2	紀要掲載論文	学内発行の学術雑誌掲載論文原稿
3	研究成果報告書	学内プロジェクト、受託研究、共同研究、科研費報告書等への寄稿原稿
4	参考論文	特定テーマについての研究報告、技術報告、調査報告への寄稿原稿。学術雑誌以外の一般雑誌や、年報等への寄稿原稿
5	学位論文	学位取得のために作成された修士・博士論文
6	会議・講演資料	<p>(1) 予稿＝会議開催前に配布される講演発表内容をまとめたプレプリント</p> <p>(2) 発表資料＝講演発表時使用したポスター、プレゼンテーション資料等</p> <p>(3) 会議終了後に作成される講演論文集、要旨集への寄稿原稿 注：国際会議、シンポジウム、ワークショップ等を含む。</p>
7	ファクトデータ	<p>研究者のオリジナリティを含まない、実験・観測データ等の客観データ 例：実験で抽出した金属材料に関する様々な物性値、気象観測データ、ボーリングデータ（地質データ）等</p>
8	教育資料	教材、講義録等
9	著書	学術的な内容の図書
10	大学出版物	学内発行の広報誌、出版物、報告書等
11	その他	上記に当てはまらないもの